

別 紙（地域間幹線系統）

令和 7 年 6 月 2 4 日

（名称）加西市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

加西市の公共交通網は、市のほぼ中心に位置する北条町駅を中心に放射状に広がっており、北条鉄道（南～南東方面）、地域間幹線の路線バス（北西、東、南、西方面）、タクシー、そして加西市を東西に横断する中国縦貫自動車道を運行する高速バスが阪神一津山間を結んでいる。さらに、コミュニティバスや地域住民が主体となり運行する地域主体型交通（79条登録）が、市内の移動手段を補完することにより地域公共交通機関網を構成している。

乗合バスは、通勤・通学、通院や買い物など市民の日常生活を支える不可欠な公共交通手段であるが、少子高齢化や人口減少、自家用車の普及、昨今の原油価格の高騰等による収支悪化に伴い、行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

加西市の発展やまちづくりの実現のためにも、公共交通の安定的な運行の確保が必要である。加西市の交通課題に対応し、将来にわたって公共交通サービスを安定的・持続的に提供することや、誰もが利用しやすい公共交通サービスの提供を目指すため加西市地域公共交通計画に基づく事業を行うことが求められている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

路線バスを維持するためには必要最低限の補助が必要であり、路線バス維持に係る利用者の目標を次のとおりとする。

- ・路線バス利用者 1 人当たりの行政補助額 3 0 6 円/人（2021 年）⇒ 現状維持（基準値）
- ・路線バス利用者数 1 2 3, 8 0 5 人/年（2021 年度）⇒ 1 2 4, 0 0 0 人/年（2027 年度）

（加西市地域公共交通計画 P101-102 参照）

上記を踏まえて、各系統の利用者数の目標を以下に定める。

申請番号	運行系統	（実績） 2023. 10～2024. 9		（目標） 2025. 10～2026. 9
3	姫路駅前～奥猫尾～社	82, 083 人	⇒	82, 500 人
6	姫路駅前～南山田～北条営業所	191, 796 人	⇒	192, 000 人
7	姫路駅前～南大貫～北条営業所	98, 899 人	⇒	99, 000 人
2 2	姫路駅前～法華山一乗寺～社	49, 065 人	⇒	49, 500 人
	合 計	421, 843 人	⇒	423, 000 人

実績・目標に定める利用者数ともに、路線全体の利用者数であるが、全体の利用者数を令和 6 年度実績と同等以上確保することで地域公共交通計画に定める目標利用者数の達成を目指す。

なお、今後の社会情勢の変化等によっては、適宜目標の見直しを行うものとする。

（２）事業の効果
当該路線を維持することにより、市民の日常生活に不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現され、外出機会の創出や健康寿命の増加、地域活性化につながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・系統や便数、運行ダイヤの見直し（運行事業者） ・バスロケーションシステムの導入（市） ・鉄道、路線バス、コミバス等を網羅する加西市公共交通ガイド「かさいおでかけナビ」を作成。市内全戸配布（市・協議会） ・公共交通総合ホームページ「NAVIGO かさい」の制作（市・協議会） ・沿線の小学校にモビリティマネジメントを実施（市・協議会・運行事業者）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る当該路線について、その運行に係る費用総額のうち、加西市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を沿線市町で案分した額を負担することとしている。 表 2 を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・行政支援の妥当性の検討【クロスセクター効果分析】（加西市地域公共交通計画 P104） ・PDCA サイクルによる施策・事業の改善（加西市地域公共交通計画 P105） ・バス事業者保有のデータ（停留所毎の乗降調査、系統別輸送実績等）による評価・測定
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容（令和 8 年度）」に記載すべての系統において生産性向上の取組を行い、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 7 条に基づき、収支率を 1 % 以上改善することを目標としている。

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
法定耐用年数 5 年を上回って使用しているバス車両は、機能劣化が進行し、旅客運送における安全性の確保や燃費性能の低下が懸念される。 このため、当該幹線系統を運行する事業者の車両更新を支援することにより、輸送の安全確保を図るとともに、地球環境にやさしいバス輸送を推進する。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
対象路線の輸送人員を 423,000 人以上（令和 6 年度の実績 421,843 人）とする。
(2) 事業の効果
車両を計画的にノンステップバス等のバリアフリーに対応した車両を導入することにより、安全な運行につながるるとともに、子どもから高齢者、障がいのある方がバスに乗りやすい環境整備につながる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表 6 を添付 なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する当該路線の車両の取得について、購入費用総額のうち、加西市から運行事業者への補助金額については、補助対象経費の限度額（15,000 千円/台）から国庫補助金を差し引いた差額を、沿線市町で案分し負担することとしている。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和 6 年 6 月 25 日（第 54 回） R6 年事業計画（R7 幹線・フィーダー補助）協議承認
- ・ 令和 6 年 10 月 28 日（第 55 回） コミバス路線・ダイヤの見直し方針案について
- ・ 令和 7 年 1 月 24 日（第 56 回） コミバス路線・ダイヤの見直し方針案について
- ・ 令和 7 年 6 月 17 日（第 57 回） R7 年事業計画（R8 幹線・フィーダー補助）協議承認

19. 利用者等の意見の反映状況

利用者代表として市民委員をはじめ、加西市区長会や加西市シニアクラブ連合会から協議会委員に参加いただいているなど以下のような調査を実施した。

- ・ 地域公共交通に関する住民アンケート（調査期間：平成 23 年 4 月 1 日～22 日）
調査対象：交通不便地域に在住する住民 約 800 世帯
- ・ 高齢者の公共交通に関するアンケートの実施（平成 26 年 5 月）
- ・ 公共交通（鉄道・路線バス・コミバス）の利用状況調査（平成 29 年 10 月）
- ・ 公共交通（鉄道・路線バス・コミバス等）利用者アンケート調査の実施（令和 3 年 10 月・令和 4 年 7 月）
- ・ 高齢者の公共交通に関するアンケートの実施（令和 4 年 7 月～8 月）
- ・ 加西工業団地内企業へのヒアリング調査（令和 6 年 8 月）
- ・ ねっぴ〜号国正線利用者アンケート調査の実施（令和 6 年 12 月）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地

(所 属) 加西市政策部政策課

(氏 名) 香川 理宇

(電 話) 0790-42-8700

(e-mail) seisaku@city.kasai.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

变更前

[illegible]

変更後

[illegible]

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 8 年度)		確保維持費国庫補助金申請番号	
補助ブロック名	申請番号	当該年度	前年度
北近畿	4～7	姫路駅前～奥猫尾～社	
		姫路駅前～南山田～北条営業所	
		姫路駅前～南大貫～北条営業所	
		姫路駅前～杉之内～前之庄	
		姫路駅前～塩田～前之庄	
		第3・6・7・8・13号	第4・7・8・9・15号

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	※残存価額(円)
	初年度への額＝ナ	前年度2(2年目のみ)の額＝ナ	(定率法)ナ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	ウ	ム＋ウ＝ノ	オ	ク	ヤ	ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	マ×1/2＝サ	ラ＝マ－フ
4	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	6,396,276	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0	3,960,000
5	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	6,396,276	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0	3,960,000
6	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	6,396,276	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0	3,960,000
7	15,000,000	6,600,000	2,640,000	0	2,640,000	6,396,276	2,640,000	12	2,640,000 円	1,320.0	3,960,000
計	60,000,000	26,400,000	10,560,000	0	10,560,000	25,585,104	10,560,000		10,560 千円	5,280	15,840,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	ナの額以内＝コ				E	テ	ア	ア×1/2＝サ
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ＋ア	ケ＋サ
10,560	5,280

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合					
		都道府県		市区町村		その他の者	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
北近畿	4	176,000円	13%	1,144,000円	87%		円
	5	176,000円	13%	1,144,000円	87%		円
	6	176,000円	13%	1,144,000円	87%		円
	7	176,000円	13%	1,144,000円	87%		円
合計		704,000円		4,576,000円			円

- (1) 記載要領
- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
 - 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
 - 「車両の種類」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
 - 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
 - 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
 - 「実質購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
 - 「車両購入金融費用」の補助対象経費の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限：年2.5%)
 - 「車両購入金融費用」は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
 - 「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
 - 【普通償却限度額】の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
 - 【普通償却限度額(ム欄)】は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ウ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両：保証率0.10800 改定償却率：0.500

- (2) 添付書類
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
 - 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
 - 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
 - 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し)
 - 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
 - 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

変更前

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

変更後

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 8 年度)			
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号
			当該年度
			初年度
北近畿	4～7	姫路駅前～奥猫尾～社 姫路駅前～南山田～北条営業所 姫路駅前～南大真～北条営業所 姫路駅前～杉之内～前之庄 姫路駅前～塩田～前之庄	第3・6・7・8・13号 第4・7・8・9・15号

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少ない 方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $\text{ク} \times \text{マ} \div 12 \text{ (月)} = \text{マ}$ (最終年度) $\text{ク} = \text{マ}$	計画額(千円)	* 残存価格 (円)
	初年度への額 = ナ	前年度7 (2年目のみ ク) の額 = ヲ	(定率法) $\text{ナ} \times 0.4 = \text{ム}$ (定額法) $\text{ナ} \times 0.2 = \text{ム}$	ウ	$\text{ム} + \text{ウ} = \text{ノ}$	オ	ク	ヤ		$\text{マ} \times 1/2 = \text{ケ}$	ラ = マ - フ
4	15,000,000	6,600,000	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273 円	415.6	5,768,727
5	15,000,000	6,600,000	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273 円	415.6	5,768,727
6	15,000,000	6,600,000	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273 円	415.6	5,768,727
7	15,000,000	6,600,000	3,000,000	0	3,000,000	831,273	831,273	12	831,273 円	415.6	5,768,727
計	60,000,000	26,400,000	12,000,000	0	12,000,000	3,325,092	3,325,092		3,325 千円	1,662	23,074,908

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対 象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち低 い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	ナの額以内 = コ				エ	テ	ア	$\text{ア} \times 1/2 = \text{シ}$
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】		【負担者とその負担割合】							
補助対象経費(千円)	計画額(千円)	補助ブ ロック名	申請 番号	負担者とその負担割合					
				都道府県		市区町村		その他の者	
マ+ア	ケ+サ			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
3,325	1,662	北近畿	4～7	220,000円	13%	1,440,000円	87%	2,400円	
		合計		220,000円		1,440,000円		2,400円	

- (1) 記載要領
- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
 - 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
 - 「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
 - 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
 - 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
 - 「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
 - 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
 - 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
 - 「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 - リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
 - 【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
 - 【普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

- (2) 添付書類
- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
 - 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
 - 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
 - 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し)
 - 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
 - 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。